
【講演レポート】JIPDECセミナー「全面施行半年前！社内で共有すべき改正個人情報保護法の実務対応ポイント」

多くいただいたご質問への回答

牛島総合法律事務所
弁護士 影島 広泰氏

開示請求・利用停止請求等の強化

- Q1 情報開示請求や利用停止請求があった場合、過去どこまでさかのぼる必要がありますか？
- A 全ての保有個人データが対象となります。したがって、「違反を是正するために必要な限度」あるいは「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」といえる限りは、どこまでも遡る必要があります。
- Q2 開示請求の方法も、本人が選べるようにする必要がありますか？
- A ご理解のとおりです。
- Q3 クレーマー対策として、利用停止・削除請求があっても残したい場合でも、法的に削除に応じない理由を本人に伝える必要がありますか？
- A 不審者や悪質なクレーマー等による不当要求の被害等を防止するための情報であれば、通常は保有個人データに当たりませんので、本人に伝える必要はないと考えられます。

個人関連情報のやりとり

- Q4 委託先が、委託元から預かったデータに対して行ってよいことは何か？個人情報のメンテナンスや、社員データに健診データを紐づけることは委託ではなく第三者提供としての扱いが必要ですか？
- A 1つの委託元から預かったデータ同士を突合することは、その作業が委託の内容に含まれているのであれば委託の範囲内として可能であると考えられます。
- Q5 過去に取得し、第三者提供を受けた個人関連情報と関連付けていた個人情報についても同意を取り直す必要がありますか？過去のものはそのまま継続利用して改正法施行後に収集するものに対して同意取得をすればよいですか？
- A 改正後に提供を受けるものについて同意が必要となります。

- Q 6 Cookie等の個人関連情報の取り扱いについて今回の改正法で求められるレベルは、海外向けにGDPR等で求められているものと同等と解釈しすべてに対応する必要があるでしょうか？
- A 個人情報・個人関連情報の定義に違いがありますので、海外の法制度と比較して緩い場面も厳しい場面もあり、必ずしも同等とはいえないように思われます。
- Q 7 個人関連情報の提供先が個人情報に結び付けるケースに該当する場合、どのような確認をすればよいでしょうか？また、それを公表する必要がありますか？
- A 「個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること」を確認する必要があります。その方法は「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする」とされています。例えば、同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法、本人の同意を示す書面等を確認する方法、提供元の事業者が同意取得を代行して自ら確認する方法などが考えらえるとされています。
- Q 8 個人情報に紐づける個人関連情報が推計であっても同意取得は必要ですか？
- A 必要です。
- Q 9 アクセスログは個人関連情報にあたりますか？
- A ログの内容によっては当たると思われます。

仮名加工情報によるデータの利活用

- Q 10 個人情報を共同利用している場合、共同利用している各社が独自に仮名加工情報を作成し、自社独自の利用目的で使用することはできますか？共同利用している個人情報から仮名加工情報を作成し利用する場合の留意点や公表方法（誰がどこにどのように）を教えてください。
- A 前半は可能です。後半については、それぞれの仮名加工情報取扱事業者が利用目的を公表する義務があります。プライバシーポリシー等で公表するのが一般的になると考えられます。
- Q 11 仮名加工情報の公表とは、何をどのように公表することですか？
- A 利用目的の公表と、共同利用についての公表があります。
- Q 12 仮名加工情報の作成や外国でのデータ保管等、自社で行わない場合はプライバシーポリシーに書く必要はないですか？あるいは、行っていないことを明記したほうがよいでしょうか？
- A 自社で行わない場合には記載する必要はないと考えられます。

Q 13 個人情報を仮名加工情報にすることを委託することはできますか？

A 可能です。

Q 14 仮名加工情報を作成しても、個人情報を削除しない限りは社内で容易照合性が残るため、取得時の利用目的以外の目的には活用できないのではないのでしょうか？

A 容易照合性がある場合、個人情報である仮名加工情報となります。この場合でも、利用目的の変更は制限なく行うことができます。

Q 15 仮名加工情報を、システム開発時のテストデータとして利用することは可能ですか？分析以外に利用することはできないのでしょうか？

A 可能であると思われませんが、個人データの取り扱いの委託における安全管理措置と整理した方が実態に即しているように思われます。

Q 16 過去に同意を取得して収集した個人情報を、仮名加工情報化して元の個人情報を削除した場合は、開示請求があった場合「個人情報を保有していない」という対応でよいですか？仮名加工化したエビデンス等を開示する必要はありますか？

A 個人情報が削除されているのであれば、保有していないということで問題ないと思料いたします。

外国でのデータの取り扱い

Q 17 クラウドサービス利用の場合、特定する外国とはサービス提供事業者所在地かサーバーのリージョンのどちらになりますか？日本リージョンであれば、対応不要でしょうか？

A サーバーの運営事業者が所在する国と、サーバーが所在する国の両方です。

Q 18 委託先が外国のクラウドサービスを利用する場合、委託元も公表する必要はありますか？委託時の留意点、する必要があるか

A 委託元において公表する義務があります。

その他の改正点とまとめ

Q 19 個人データを第三者提供した場合、提供から3年間の保存義務があります。また、法令により一定期間の保存が義務付けられている個人情報がありますが、この間に本人からの利用停止要求が

あった場合は、法令に基づく保存期間中であるために、その要求に応じないという対応で問題ないでしょうか？

A ご理解のとおりに対応でよろしいものと存じます。

Q 20 6か月未満の保有個人データの例外廃止により、1日でも保有したものを個人情報管理台帳に記載する必要がありますか？

A 台帳に記載することは個人情報保護法上の義務ではありませんので、リスクベースでの安全管理措置として必要か否かを個別に検討することになると考えられます。

Q 21 資料P83で個人情報保護委員会への報告が義務付けられるもので、①要配慮個人情報の漏えい等は、個人データでなければ対象外（紙の健診結果票等）とう理解で良いですか？

A 「要配慮個人情報が含まれる個人データ」が対象であるため、ご理解のとおりです。



牛島総合法律事務所

弁護士 影島 広泰氏

一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所

自らアプリ開発を行う等ITに精通し、ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務の第一線で活躍。

日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」データ関連部門1位（2019年12月）選出

Thomson Reuters「ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2021」に選出（TMT＝テクノロジー・メディア・通信）

【著作】「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典＜第2版＞」（商事法務）

「22年施行 情報の『利用』を重視する 個人情報保護の規制強化」（週刊東洋経済、2021年3月6日号）ほか多数

本内容は、2021年10月28日に開催されたJIPDECセミナー「全面施行半年前！社内で共有すべき改正個人情報保護法の実務対応ポイント」ご参加の方よりいただいたご質問のうち多くいただいた内容について、まとめたものです。